

九州大学大学院芸術工学府ホールマネジメントエンジニア育成プログラムにおける  
演奏会等の入場料に関する規程

平成25年度九大規程第53号  
制 定：平成25年11月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、九州大学大学院芸術工学府規則（平成16年度九大規則第131号）第15条の2に定めるホールマネジメントエンジニア育成プログラムの教育研究の一環として実施する演奏会その他の催事（以下「演奏会等」という。）に係る入場料に関し必要な事項を定めるものとする。

(入場料)

第2条 演奏会等の鑑賞又は聴講を希望する者は、開催日当日までに入場料を支払わなければならない。

2 入場料の額は、総長の承認を得て、芸術工学府長が定める。

3 既納の入場料は、還付しない。ただし、天災その他やむを得ない事由又は九州大学の都合により演奏会等を中止したときは、入場料の全部又は一部に相当する額を還付することができる。

附 則

この規程は、平成25年11月28日から施行する。